

川崎市立東小田小学校いじめ防止基本方針

令和8年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育21推進事業

学校教育目標

「あなたが主役の学校」根気強く考え、自ら進んで行動する、健康で思いやりのある子
コミュニティスローガン
 子どもが元気 地域が元気 笑顔輝く 東小田

学校経営方針

- 1 豊かな心の育成～あいさつがこだまする学校～
- 2 豊かな学力の育成
～わからないから始めよう みんながいるから私もできる～
- 3 地域に根ざした特色ある学校～心のふるさと東小田～

めざす子ども像

シンボルツリー メタセコイアにちなんで
 げん木（じょうぶな子・なかよくする子）
 やる木（かんがえる子・はたらく子）
 こん木（がんばる子）

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

学力の向上	社会性の育成	特別活動の活性化	開かれた学校づくり
<ul style="list-style-type: none"> ○基礎・基本的な知識及び技能の習得とその活用を図る学習活動の重視と推進 ○わかる・楽しい授業の展開 ○自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重教育の推進 ○共生*共育の推進 ○道徳教育の充実 ○命・こころの教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の主体的な活動の場の確保と推進 ○集団生活の向上を図るための話し合い活動の重視 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティスクールの推進（学習、安心・安全、環境、評価、連携） ○学校評価システムの活用

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

<ul style="list-style-type: none"> ○わかる授業、できる喜びを感じさせる指導の工夫 ○主体的な学びを育む学習の展開 ○支援教育の充実 ○読書活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>いじめや暴力を許さない学校環境の構築</u> ○<u>自尊感情ならびに他者を尊重する姿勢の育成</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の主体の学校行事に向けた計画・実施 ○子どもたちに集団への所属感・達成感をもたせる学級活動の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○双方向の情報提供・地域や人材の活用 ○地域住民・保護者・児童の意見を生かす学校運営
--	--	--	---

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・言語活動の充実を目指す ・指導内容の明確化と評価方法の工夫をする ・個に応じた指導を組織的に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>教育相談を積極的に推進する</u> ・<u>いじめは許されないという意識の定着を図る</u> ・<u>いじめの早期発見・対応に学校をあげて取り組む</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会などで児童の活躍の場を多くする ・学年に応じた話し合い活動や係活動を積み重ねる 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報発信に努める ・幼保小中の連携 ・安全、安心な校内体制を構築する
---	---	--	---

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任)、学年主任
児童指導担当)、支援教育コーディネーター、養護教諭)
スクールカウンセラー（月2回来校）、スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・道徳教育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成
 - 1年 2年
 - 3年 4年
 - 5年 6年
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営
- ・スクールカウンセラーとの連携

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・学校教育推進委員会との連携
- ・PTA三役・校外委員会・パトロール委員会との連携
- ・学校運営協議会との連携

【関係機関との連携】

- ・警察との連携
- ・児童相談所との連携

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての確認または研修 ・かわさき共生*共育プログラムの取組についての提案
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約について ・携帯・スマートフォン教室実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→ いじめは絶対に許されないという意識の定着に力を入れる。)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談の実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・長期休業明けの見取り ・いじめ防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・学校生活アンケート集計について
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・長期休業明けの見取り
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

教師の取組

- ・毎朝、健康観察などにより児童の様子を把握する。
- ・定期的に学校生活に関するアンケートを実施し、児童の人間関係を把握する。
- ・必要に応じて児童から聞き取りを行ったり、面談を行ったりして、すばやくきめ細やかな対応をする。
- ・教員間で児童の情報を共有し、共通認識した上で対応にあたる。
- ・必要に応じて保護者へ連絡する。

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・東小田会議での話し合いの結果を朝会などで全校児童に働きかける。
- ・東小田会議中心のあいさつ運動を実施する。

[交流活動の活性化]

- ・異学年交流を行う。
- ・小中連携事業
- ・地域行事（夏祭り等）の交流活動に参加する。

[啓発活動]

- ・東小田会議と連携し、いじめ防止標語やポスター等を作成する。

保護者への啓発（PTA 活動）

- ・学校教育説明会で呼びかける。
- ・学校公開週間の時に、各クラス共生*共育プログラム等人権に関する授業を行う。
- ・竹の葉（PTA 広報誌）で呼びかける。

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動(児童の登下校時の散歩、玄関回りの清掃、庭の水まき、ワンワンパトロールなど)を行う。
- ・正門前のコミュニティ掲示板に学校での児童の様子や学校・学年の取り組みを掲示し、学校教育への関心を高める。